特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 21 | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年1月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 | | | | | |
| | 地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 | | | | | |
| ③システムの名称 | ふるさと納税管理システム | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | 3 | | | | | |
| ふるさと納税寄附金税額控除に | 二係る申告特例申請情報ファイル | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表24の項 | | | | | |
| | 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 | | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> | | | | | |
| ②法令上の根拠 | | | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | | |
| ①部署 | 産業観光課 | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 産業観光課長 | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | |
| なし | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・語 | 打正•利用停止請求 | | | | | |
| 請求先 | 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部産業観光課 TEL:0572-22-1252 | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | | | | | |
| 連絡先 | 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部産業観光課 TEL:0572-22-1252 | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | 目 []適用した | | | | | |
| 適用した理由 | | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|------------------------|-----------------|-------------|-----|---|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | i] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 16年12月1日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報 | 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | 500人未満] |] | <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | | 6年12月1日 時点 | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|---|----------------------|----------|---|--------|------------|--|
| | 項目評価書 | | <選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 | 書及び書及び | 全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | も機関については、それぞれ | 重点項目評価額 | 書又は全項目評価書において | 、リスク | 7対策の詳細が記載 | |
| 2. 特定個人情報の入手(作 | 青報提供ネットワークシス | テムを通じた。 | 人手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | | [0 |]委託しない | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [|] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や情報提供ネットワー | -クシステムを選 | じた提供を除く。) | [|]提供・移転しない | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | [〇]接続しない(入手) | 0] |]接続しない(提供) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か |] | 1 | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [|] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | |
|-------------------------------------|---------------|----------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [|]人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | インに従い、マイナンバー登 | 登録の際には、寄 | 現のシストップ特例)に関する事務に係る横断的なガイドラ 附者本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、必 も的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えら |

| 9. 監査 | | | | |
|----------------------|---|--|--|----------|
| 実施の有無 | [〇] 自己点検 | [〇] 内部監査 | [] 外部監査 | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 | []全 | 項目評価又は重点項目評価を | 実施する |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | 3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク | れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスクなけいでの対けのの対けのではでのができます。 ままま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かい あいま かい 滅失・毀損リスクへの がま かい 滅失・毀損リスクへの | との紐付けが行われるリスクへの対力への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 | ≃提供を除く。) |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | から提出された特定個人情報 | が記録された申請書等 D対策を講じていることが | はパスワードによる認証によって限を綴った文書ファイルは、鍵付きのから、権限のない者によって不正に | 倉庫内のキャビ |

変更箇所

| 发 更固 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|---|--|----------|---------------|
| AXH | 74.0 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) | | AETH MAN | TEITH MICHORA |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 | ・第9条第1項 別表第一の16の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表24の項 2. 番号は別事の主務よ会で守める事務を守 | 事後 | |
| | 法令上の根拠 | を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 | 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 | | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ①部署 | 総務課 | 産業観光課 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長の役職名 | 総務課長 | 産業観光課長 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | 〒507-8703 岐阜県多治見市日/出町2丁目15番地 多月東市役所 本庁舎 総務部総務課 TEL:0572-22-1409 | 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済都産業観光課 TEL:0572-22-1252 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 7.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合連絡先 | 〒507-8703 岐阜県多治見市日/出町2丁目15番地 多月上市役所 本庁舎 総務部総務課 TEL:0572-22-1409 | 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多月島市役所 本庁舎 経済都産業観光課 TEL:0572-22-1252 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か | 1,000人以上1万人未满 | 1万人以上10万人未满 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 令和5年1月10日時点 | 令和6年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 令和5年12月1日時点 | 令和6年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠 | | 審辦金税額控除に係る申告特例(ふるさと納 税ワンストップ特例)に関する事務に係る機断 的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の 際には、審解者本人からのマイナンバー取得 を徹底している。また、必ず複数人での確認を 行うようにしており、人為的なまなが発生するリ スクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 3) 権限のない者によって不正に利用されるリス クへの対策 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 当該対策は十分か【再掲】 | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠 | | ふるさと純料管理システムへのアクセスが可能 な職員はパスワードによる認証によって限定 し、帯時者から提出された特定個人情報が記 録された中語書等を綴った文書ファイルは、鍵 付きの倉庫内のヤャビネッドで幾している。こ れらの別策を誤じていることから、権限のない 者によって末に使用されるリスクへの対策は 「十分である」と考えられる。 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | l . | <u> </u> | <u> </u> | 1 | |